

◎新潟県告示第1085号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 G N S S 測量機による水準測量
レベル等による水準測量
- 2 作業期間 令和5年10月2日から令和6年3月13日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区松浜町地区～新潟県阿賀野市小松地区